

2008年度 大学院法務研究科
法学既修者認定試験
憲 法
(問 題)

ある県の A 市では、公立中学校の体育館等の学校施設を学校教育以外の目的で使用することについて、使用許可の申請があった場合には、教育委員会が許可を決定する旨の規則を定めており、「学校教育に支障があると認めるとき」を除き、広く市民の社会的、文化的、芸術的目的の活動のための会場として使用許可することとしていた。

宗教団体 B は、A 市での布教活動を強化しようと計画して、A 市立中学校 C の体育館を会場として、一般市民を対象とした B を紹介する映画上映と講演会の開催を企画し、A 市教育委員会に対して、C の授業などが行われていない休日に C の体育館使用許可を申請した。

宗教団体 B のこの申請について、A 市教育委員会は、宗教的目的のために学校施設の使用を認めることは憲法の政教分離の原則に反するとして、「学校教育に支障があると認めるとき」に該当することを理由に、使用許可申請を不許可とすることに決定して、B に通知した。

A 市教育委員会の上記不許可決定に含まれる憲法上の論点を指摘し、当該論点について、関連する諸判例を踏まえて詳細に論じなさい。

〔参照条文〕

地方自治法

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（一括弧内省略）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

以上